六　研究開発の推進等

エネルギーの使用の合理化等を進める上で、エネルギーの使用の合理化等の促進に資する科学技術の振興を図ることは、大きな意義を有するものであることを踏まえ、国は、研究開発の推進及びその成果の普及等に努めるものとする。

七　国民に対する教育、広報等

エネルギーの使用の合理化等を円滑に進めるためには、その担い手である国民一人一人の理解と実践が不可欠であることを踏まえ、国は、教育活動、広報活動等を通じて、エネルギーの使用の合理化等に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

第四　適用期日

一　この基本方針は、平成二十五年十二月二十八日から適用するものとする。ただし、第二の一から十一までの規定は、平成二十六年四月一日から適用するものとする。

二　平成二十五年十二月二十八日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、第一の一（一）中「以下（一）及び第二の一において同じ。」とあるのは、「以下（一）において同じ。」と、「エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位（電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位をいう。以下同じ。）」とあるのは、「エネルギー消費原単位」と、第一の二柱書き及び第一の四柱書き中「エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位」とあるのは、「エネルギー消費原単位」とするものとする。

三　平成二十五年十二月二十八日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、柱書き及び第三の一から七までの規定は適用せず、平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第五十七号柱書き及び第二の一から七までの規定を適用するものとする。

○経済産業省告示第二百六十九号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百七十号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年経済産業省令第六十六号）の施行に伴い、並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第一項及び第三項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十五年十二月二十七日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示

（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部改正）

第一条　工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

Ⅰの柱書き中「ア．からカ．」を「ア．からク．」に改め、同カ中「書面」の下に「並びにア．の管理体制、ウ．の取組方針及びエ．の遵守状況・評価結果を記載した書面」を加え、同カを クとし、同オの次に次のように加える。

カ．エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。

キ．事業者は、その設置している工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。

Ⅰの1の⑴の④のア中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同イ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「エネルギーを消費する機械器具（以下「特定機器」という。）」を「エネルギー消費機器（以下「特定エネルギー消費機器」という。）」に改める。

Ⅰの1の⑵の④のオ、同⑶の④のイ、同④の④のイ、同⑥の③及び同⑦の④のウ中「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改める。

Ⅰの2の⑵の（2―2）の④のウ、同⑸の（5―2）の④のイ及び同⑹の（6―2）の④のウ中「特定機器」を「特定エネルギー消費機器」に改める。

Ⅱの柱書き中「おけるエネルギー消費原単位」の下に「及び電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）」を加え、「ごとにエネルギー消費原単位」の下に「又は電気需要平準化評価原単位」を加え、「努めなければならないものとする。」の下に「その際、エネルギーマネジメントシステムの規格であるＩＳＯ50001の活用について検討すること。」を加える。

別表第６中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

（ビデオテープレコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第二条　ビデオテープレコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十一年経済産業省告示第百九十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1の⑴中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の⑴中「定める」を「規定する」に改め、同⑵中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5」に改め、3中「エネルギー消費効率」の前に「1の」を加え、「定める」を「規定する」に改める。

（ストーブの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等の一部改正）

第三条　ストーブの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成十四年経済産業省告示第四百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ストーブのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

1中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改め、2の2―2の⑴中「エネルギー消費効率」の前に「2―1のニに掲げる」を加え、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第5」に改める。